

新規開業貸付のご案内

県内において新たに事業を開始しようとする方 及び開業して間もない方を支援します

1 融資対象者

信用保証協会の保証対象となる業種を新たに営もうとする方で、次のいずれかに該当する方

- (1) 事業を営んでいない個人で、次のア又はイのいずれかに該当し、かつ借入金額が2,000万円を超える場合は、借入金額から2,000万円を差し引いた額以上の自己資金相当額を有する方【創業】
 - ア 個人で1か月以内(認定特定創業支援事業による支援を受ける方は6か月以内)に県内で事業を開始しようとする具体的な計画を有する方
 - イ 新たに会社を設立して2か月以内(認定特定創業支援事業による支援を受ける方は6か月以内)に県内で事業を開始しようとする具体的な計画を有する方
- (2) 事業着手後、営業を開始していない方又は営業を開始して1年未満の方【創業】
- (3) 中小企業者である会社が新たに中小企業者である会社を設立し、当該会社が県内で事業を開始する具体的な計画を有する方【分社】

2 融資条件等

	融資対象者(1)【創業】	融資対象者(2)【創業】	融資対象者(3)【分社】
自己資金要件	借入金額から2,000万円を差し引いた額	なし	なし
資金用途	設備資金及び運転資金		
融資限度額	3,500万円		
融資期間	7年以内(うち据置1年以内)		
融資利率	0.45%(固定利率)		
信用保証	必要		
保証人・担保	保証協会の定めるところによる(第三者保証人不要)		

3 申込先

申込みは、県融資制度の取扱金融機関へ

※ 県内のほとんどの金融機関が県融資制度を取り扱っています。

4 問い合わせ先

兵庫県産業労働部産業振興局地域金融室 ☎(078)362-3321

又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

5 その他

取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。

また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。